

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

訪問系説明項目

1 情報共有の徹底・適切な対応	9 居宅介護・同行援護・行動援護の資格要件等
2 人員基準等の毎月の確認	10 たんの吸引等の登録
3 申請・変更・廃止等の手続	11 秘密保持等
4 特定事業所加算	12 業務管理体制の整備
5 加算を算定する際の注意点	13 事故報告書の提出
6 処遇改善加算算定の注意点	14 情報公表制度
7 条例改正の主な内容	15 行政処分
8 令和6年度報酬改定	

1 情報共有の徹底・適切な対応について

実地指導での指導内容、請求エラー内容を見ると変更届出が提出されていない内容の請求がされていたり、人員基準を満たしていない例などが見られた。

→以下の情報を確認するとともに、事業所内の従業員での情報共有を図る。

- 運営規程
- 付表1
(営業時間、対象者、利用料金など)
- 利用者との契約の際の重要事項説明書
- サービス等利用計画

2 人員基準等の毎月の確認について

- 別紙1（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）
- 別紙2（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）

基本報酬や加算の算定の基礎となる人員配置等については、上記様式などを基に毎月確認を行ってください。

2 人員基準等の毎月の確認について

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(勤務時間)

(令和5年 4月)

サービス種類		居宅介護 重度訪問介護 同行援護			事業所・施設名		0000																勤続											
定員		前年度の平均実利用者数			基準上の必要職員数		2.5以上																年数											
人員配置区分		-			該当する体制等		特定事業所加算																3年以上の者											
職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	3年以上の者
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
サービス提供責任者	常勤・専従	〇〇 〇〇	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			160	40.0	1.0	
ヘルパー	常勤・専従	〇〇 〇〇	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			160	40.0	1.0	
ヘルパー	常勤・専従	〇〇 〇〇	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			160	40.0	1.0	
ヘルパー	常勤・専従	〇〇 〇〇	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			160	40.0	1.0	
合計			32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	0.0	0.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	0.0	0.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	0.0	0.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	0.0	0.0	640	160.0	4.0	
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																40																		
サービス提供時間			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160			

毎月、人員基準や加算要件を満たしているか、確認してください。

3 申請・変更・廃止等の手続について

(1) 指定申請、更新申請

・・・事業開始(更新)予定日の2か月前まで

(2) 廃止届、休止届・・・1か月前まで

(3) 再開届・・・再開の日から10日以内

提出期限を厳守してください。

3 申請・変更・廃止等の手続について

(4) 変更届

① 介護給付費に関するもの以外

… 変更のあった日から10日以内

② 介護給付費に関するもの

毎月15日以前… 翌月から算定

毎月16日以降… 翌々月から算定

算定要件を満たさなくなった場合

→ 変更または終了の届出を 速やかに

提出期限を厳守してください。

3 申請・変更・廃止等の手続について

(例外)

- ①前年度の実績に応じて算定する加算
・特定事業所加算

→4月中甸まで(区分に変更がある場合)

- ②福祉・介護職員処遇改善加算等

→算定開始月の前々月の末日まで

※②は毎年、届出が必要

提出期限を厳守してください。

4 特定事業所加算について

特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数が加算されますが、令和6年度報酬改定で要件が見直されました。(重度訪問介護除く)

※居宅介護の例

【加算割合】

特定事業所加算(Ⅰ):所定単位の20%加算(以下①～③すべてに適合)

特定事業所加算(Ⅱ):所定単位の10%加算(以下①及び②に適合)

特定事業所加算(Ⅲ):所定単位の10%加算(以下の①及び③に適合)

特定事業所加算(Ⅳ):所定単位の5%加算(以下の①及び④に適合)

【算定要件】 ※下線部が見直し

①サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)

②良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等)

③重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上)

④中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上)

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

5 加算を算定する際の注意点

特定事業所加算

①体制要件

実績がない場合でも体制が整った時点で
加算の届出はできる

ただし、重度訪問介護は、前月において、
深夜帯も含めたサービス提供の実績が必要

②該当する要件については全て根拠となる書 類の添付が必要

6 処遇改善加算算定の注意点

福祉・介護職員等処遇改善加算

① 福祉・介護職員への配分を基本

特に経験・技能のある障害福祉人材に重点的に配分することとするが、障害福祉サービス事業者等の判断により、福祉・介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認める

② キャリアパス要件・職場環境等要件の取組に要する費用を、賃金改善額に含めていないか？（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は含むことができる）

表2-4（参考） 令和7年度以降の新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアパス要件Ⅰ	④キャリアパス要件Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
	新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円一人以上）	配置等要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容内容の具体的記載）
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	—	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	—	—	○	—	—
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	—	—	—	○	—	—

注 (○) は新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に新加算Ⅴ(2),(4),(7),(9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件

6 処遇改善加算算定の注意点

【キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ】令和6年度中の誓約を行った事業所
Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備）Ⅱ（研修の実施等）Ⅲ（昇給の仕組みの整備）

令和6年度の実績報告書にて報告が必要

【キャリアパス要件Ⅳ】「経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、
年収440万円以上であること

※例外的な取扱いあり

（旧特定加算の職種間配分ルールは緩和されている。）

経験・技能のある障害福祉人材（福祉・介護職員）

- ・勤続10年以上の職員を基本
- ・介護福祉士等に該当すること
- ・勤続年数は、他の法人における経験も通算可能
- ・当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する

6 処遇改善加算算定の注意点

【キャリアパス要件Ⅴ】

特定事業所加算

【月額賃金改善要件Ⅰ】

新加算Ⅳの加算額の1/2以上を基本給等(※)で配分する。

※ 基本給等＝基本給または決まって毎月支払われる手当。

ex) 新加算Ⅳの加算額が1,000万円の場合、500万円以上(新加算Ⅳの1/2以上)は基本給等での改善に充てる必要がある。たとえ新加算Ⅲ以上を取得していても、新加算Ⅳの1/2分以上(ここでは500万円以上)を基本給等の改善に充てる。

今年度中は適用を猶予(令和7年4月からは必須)。

目標 令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ
令和6・7年度の2か年で加算額全額を賃金改善に充てる

6 処遇改善加算算定の注意点

障害福祉サービス等処遇改善計画書の作成に当たっての注意点

①事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程（就業規則等）がきちんと整備できているか？

②障害福祉サービス等処遇改善計画書の内容、実施した処遇改善の内容について、職員へ周知しているか？

※自署で署名を受ける必要があります。

③計画書の記載内容の根拠となる資料等を適切に保管し、指定権者から求めがあった場合に速やかに提出できるようにしているか？

※加算の詳細については、[市ホームページ\(厚生労働省通知\)](#)を参照

7 条例改正の主な内容

改正の特徴と改正内容

主な項目	改正内容	概要
相談支援の質の向上	相談支援事業者への個別支援計画の交付	障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、利用者に交付している個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等への交付を義務付ける。
新障害福祉サービスの創設	新障害福祉サービスの「就労選択支援」の創設に伴う基準追加	働く力と意欲のある障害者に対して、自分の働き方を考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供することを目的とする。
共同生活援助及び障害者支援施設の適切な評価と感染症対応力の向上	共同生活援助等における地域連携推進会議の開催等（1年間の経過措置あり）	地域の代表者等を含む地域連携推進会議を開催し、事業の運営状況の報告や当該記録を作成するとともに記録の公表を義務付ける。
	共同生活援助等における新興感染症の発生時に備えた対応	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を取り決めるように努めなければならないこととする。
地域における生活訓練の充実	生活介護等の人員配置基準における従業者の追加	言語障害を有する者等の支援のため、理学療法士、作業療法士の他に言語聴覚士を加える。
障害者の地域移行の促進	地域生活への意向等を確認する地域移行等意向確認者の選任（2年間の経過措置あり）	利用者の地域生活への移行や当該施設以外の指定障害福祉サービス等の利用に関する意向等を定期的に確認するため、地域移行等意向確認担当者の選任を義務付ける。
就労継続支援B型の工賃明確化	就労継続支援B型の工賃の支払いに要する額の明確化	事業者が工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付を充ててはならないとする。
就労移行支援の定員見直し	就労移行支援事業所における利用定員規模の見直し	事業所の定員規模と利用実態に乖離が生じていることから、定員規模を20人から、10人以上とする。
児童発達支援に係るサービスの一元化	児童発達支援の一元化・児童発達支援センター3類型の一元化	医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化するとともに、児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分を一元化する。
児童発達支援等に係る自己評価の見直し	自己評価方法の明確化・保育所等訪問支援の自己評価の義務化	自己評価について事業所の従事者による評価の追加や、公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。また、指定保育所等訪問支援事業者が自己評価を行うことを義務付ける。
児童発達支援プログラムの策定・公表	児童発達支援プログラムの策定・公表の義務化	総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表することを義務付ける。
インクルージョンの推進	児童発達支援等の利用によるインクルージョンの推進	障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めなければならないこととする。

8 令和6年度報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

8 令和6年度報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価
〈個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等〉
- ピアサポートの専門性の評価
〈ピアサポート実施加算【新設】100単位/月〉

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
・就労定着支援・就労選択支援)

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
〈利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上〉
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
〈就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し〉
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
〈就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等〉
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
〈就労定着支援の基本報酬の見直し〉
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
〈就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日〉

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
〈計画相談支援の基本報酬の見直し〉
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
〈主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月〉
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
〈医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等〉

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- 児童発達支援センター等における中核機能の評価
〈中核機能強化加算【新設】 22単位~155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位~187単位/日〉
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
〈総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等〉
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
〈児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
〈入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等〉
- 家族支援の評価を充実
〈事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワイク60単位)、延長支援加算の見直し 等〉
- インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
〈訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日〉
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
〈小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日
ワイク型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等〉

8 令和6年度報酬改定について

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス **相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討**



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

8 令和6年度報酬改定について

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

8 令和6年度報酬改定について

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

8 令和6年度報酬改定について

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

9 居宅介護・同行援護・行動援護の資格要件等(R6年4月以降)

(1) 居宅介護

- ・居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止
- ・合わせて「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、そのサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算」の措置も廃止

9 居宅介護・同行援護・行動援護の資格要件等(R6年4月以降)

(2) 同行援護

同行援護従業者要件の経過措置の延長

⇒現行、令和3年3月31日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者について、令和6年3月31日までの間は同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者とみなす経過措置を設けています。

今般、当該経過措置の対象者について、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなす。

なお、本取扱いは暫定的な措置であることから、同行援護従業者養成研修等を修了していない盲ろう者向け・通訳介助員が同行援護を提供した場合は、報酬の10%を減算する。

9 居宅介護・同行援護・行動援護の資格要件等(R6年4月以降)

(3) 行動援護

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件に係る経過措置の延長

⇒行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止。

10 たんの吸引等の登録について

「登録特定行為事業者」として鹿児島県に登録した事業所においては、一定の研修を受けた介護職員等に対して、喀痰吸引等の行為（特定行為）の業務に従事させることができる。

→居宅介護事業所等がたんの吸引等を行う場合、必ず鹿児島県への登録が必要。

→詳しくは、鹿児島県ホームページをご覧ください。か、鹿児島県障害福祉課へお問い合わせください。

11 秘密保持等について

- ・ 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ・ 他の事業所へ利用者等の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかななければならない。
-
- 従業者の秘密保持義務について、在職中及び退職後における秘密保持義務を職業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記すること。
 - 利用者及びその家族から個人情報の利用について同意を得ておくこと。

12 業務管理体制の整備について

【趣旨】

事業者等は、事業の適正な運営を確保するため、法令順守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることになっている。

まだ提出していない法人、または届出内容に変更のあった法人はすみやかに届出を行ってください。(詳しくは市ホームページを参照)

【届出先】

	事業所等の所在地	届出先
(1)	すべての事業所等が、鹿児島市内に所在する場合	鹿児島市
(2)	すべての事業所等が、鹿児島県内に所在する場合(上記(1)を除く)	鹿児島県
(3)	すべての事業所等が、複数の都道府県に所在する場合	厚生労働省

【整備する業務管理体制の内容】 ※1 事業所の数はサービス種類ごとに数える。

事業所数 ※1	届出事項
1以上20未満	①法令順守責任者の専任
20以上100未満	①及び②法令遵守規程の概要
100以上	①、②及び③業務執行の状況の監査の方法の概要

13 事故報告書の提出について

【趣旨】

指定障害福祉サービス等において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、鹿児島市、支給決定を受けた市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

【報告を求める事故等】

- ① サービス提供中の利用者の怪我又は死亡
- ② 職員（従業者）の法令違反・不祥事
- ③ 感染症若しくは食中毒の発生等又はそれが疑われる状況
※感染症には、新型コロナウイルス感染症を含む
- ④ 人権侵害等 ⑤ 無断外出 ⑥ 災害 ⑦ その他

【報告の方法】

- ① 事故等の発生後、第一報として、直ちに電話により概要報告を行った後、事故報告書をFAX・郵送・メールにより送付
- ② 時間の経過に伴い状況が変化する事案については、電話・FAX・郵送・メールにより追加報告
- ③ 事故等の処理が終息した場合は、事案に応じて、損害賠償等の対応状況、再発防止策等を含む詳細報告

※感染症若しくは食中毒の発生等については、市感染症対策課にも報告が必要になります。

14 情報公表制度について

【主旨・目的】

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

○ このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事(※)へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事(※)が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする。

(平成30年4月施行)

※鹿児島市の場合は市長。

14 情報公表制度について

【公表の方法】

WAM NET(ワムネット:独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト)の「障害福祉サービス等情報公表システム」において公表。

【報告の方法】

事業所が直接情報公表システムにログインし入力

【報告時期】

毎年5月に情報公表の内容について更新すること。
(新規事業者は指定後1月以内に報告)

※未報告の場合は、情報公表未報告減算の対象となります。

15 行政処分について

- ・今年度、本市の障害福祉サービス事業所等に対して、従業者による虐待や報酬を不正に請求するなどの事由により行政処分を行ったところです。

- ・今回の事案は、障害者の尊厳を害するのみならず、制度全体の信頼を損なうもので到底許されるものではありません。

- ・事業所等におかれましては、国の基準省令やガイドライン等の遵守など適切な運営をお願いします。

- ・処分事案の概要（鹿児島市ホームページ）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/siteisyougaisyasiensisetutouitibukouryokuteisi.html>

障 福 第 5 2 0 号

令和 6 年 8 月 2 3 日

指定障害福祉サービス事業者 様
指定障害児通所支援事業者 様
指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者 様

鹿児島市障害福祉課長
鹿児島市障害福祉課障害施設担当課長

障害福祉サービス事業所における障害者虐待の防止・
人員及び運営基準等の遵守について

平素より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

先般、本市の指定障害者支援施設等に対して、職員による虐待や報酬を不正に請求するなどの事由により行政処分を行ったところです。

今回の事案は、障害者の尊厳を害するのみならず、制度全体の信頼を損なうもので到底許されるものではありません。

事業所等におかれましては、かねてより、国の基準省令やガイドライン等の遵守など適切な運営についてお願いしているところであり、各事業所等においては適切に支援を行っていただいているものと考えておりますが、管理者、施設長を中心に改めて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の遵守、「人員及び運営基準」のほか算定要件を満たしているかなどについてご確認いただくとともに事業所等の適切な運営を行っていただきますようお願いいたします。

また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないことから、重ねて通報の徹底をお願いいたします。

【問合せ先】

鹿児島市 障害福祉課

・人員及び運営基準に関すること

障害施設係 TEL099-808-6782

・虐待に関すること

ゆうあい係 TEL099-216-1272

・報酬請求に関すること

自立支援係 TEL099-216-1304

F A X:099-216-1274

E-mail : syofuku@city.kagoshima.lg.jp